

# 入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、下記のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 3 月 13 日

京都府教育委員会  
教育長 前川 明範

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量  
FAX（8 台）の賃貸借等業務
- (2) 仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限等
  - ア 機器の賃借期間  
令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
  - イ 契約締結日  
令和 6 年 4 月 1 日
  - ウ 機器の納入期限  
令和 6 年 4 月 12 日（金）
- (4) 納入場所  
別添仕様書で指示する場所

### 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府教育庁管理部総務企画課秘書調整係（京都府庁第 3 号館 6 階）  
電話（075）414-5751 / FAX（075）414-5752

### 3 入札説明書及び仕様書の交付期間

- (1) 交付期間  
令和 6 年 3 月 13 日（水）から令和 6 年 3 月 21 日（木）正午まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
- (2) 入手方法  
原則として、(1)の期間に、京都府教育庁管理部総務企画課ホームページからダウンロードすること。
- (3) やむを得ず窓口配付を希望する場合は、(1)の期間内に、2の組織に問い合わせの上、入手すること。

4 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和 58 年京都府告示第 375 号）に定める、令和 5 年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指定競争入札）」の「物品（レンタル・リース）」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 6 の(1)のアに定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 1 の(2)で示した物品と同種又は同規模の納入実績を有すると認められる者であること。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
  - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
  - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
  - エ 過去 5 年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
  - オ 納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他のサービスを必要に応じて速やかに提供できる者以外の者
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
    - (ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
    - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
    - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
    - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
    - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - キ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者

- (5) 申請書の提出期間の最終日から入札までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 6 入札参加資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式 1）及び一般競争入札参加確認資料を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 申請書の提出期間等

#### ア 提出期間

3 の(1)に同じ。

#### イ 提出場所

2 に同じ。

#### ウ 提出方法

##### (ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に提出すること。

##### (イ) 郵送により提出する場合

提出場所あてに書留郵便で提出期間内に必着のこと。

### (2) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

#### ア 物品関係競争入札参加資格審査結果通知書の写し

#### イ 営業経歴書（様式 2）

#### ウ 営業実績調書（様式 3）

#### エ 取引使用印鑑届（様式 4）

#### オ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（様式 5）

### (3) 資料の提出等

確認申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

### (4) その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 7 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1 の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

## 8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

## 9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

## 10 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

## 11 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

## 12 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内

容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

### 13 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時

令和 6 年 3 月 26 日（火）午前 10 時 30 分

イ 場 所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第 3 号館 6 階 入札室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 4 及び 5 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を

行った者を落札者とする。

- (7) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否  
要する。

#### 14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を、落札者から徴収する。

#### 15 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に替えることができる。ただし、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は免除する。

#### 16 その他

- (1) 上記 1 から 15 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細については、入札説明書による。